

第 22 回産業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 22 年 4 月 23 日 (金) 13:30 ~ 15:45
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者 ・ 廣松部会長、深尾委員、縣委員、伊藤専門委員、近藤専門委員、菅専門委員、田井専門委員、滝澤専門委員
・ 審議協力者 (内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、愛知県、日本銀行)
・ 調査実施者 (新井経済産業省鉱工業動態統計室長、秦参事官補佐)
・ 事務局 (若林内閣府統計委員会担当室参事官、中川総務省統計審査官ほか 1 名)

4 議 題 経済産業省生産動態統計調査の変更について

5 概 要

(1) 事務局から前回部会の結果概要について説明があった後、前回部会で出された意見等について、調査実施者等から回答があり、それを踏まえて、審査メモに沿って審議が行われた。その結果、今回の変更計画についてはおおむね適当とされ、次回部会においては、答申案について審議を行うこととされた。

(2) 委員・専門委員からの主な意見等は以下のとおり。

エネルギー消費関連項目 (「燃料・電力」欄) の削除については、エネルギー消費統計調査 (一般統計調査) 等他の統計調査によって、エネルギー消費の把握は可能となっていることから、報告者負担軽減の観点からも、適当である。

「労務」欄の「月末常用従業者数」の表記を「月末従事者数」に変更することは、派遣労働者や出向者を含むよう適切な名称にするもので適当であるが、海外においても誤解を生じさせないように、適切な英語表記とする必要がある。

「設備、生産能力」の調査について、生産設備の保有台数の把握から、生産能力を把握する方式に変更すると、捉える内容が変わってしまうことから、業種によっては稼働率指数に大きな影響が出て、時系列で比較する際に断層が出るのではないか。

「生産能力」の調査については、標準的な生産能力を報告してもらっているということだが、報告者の主観によりその基準がぶれないように工夫しているのか。客観的な報告基準を設ける必要があるのではないか。

生産規模の拡大が予想される品目については、新たに生産能力調査を追加しているが、生産量が多いにもかかわらず「生産能力」が把握されていない既存の品目についての生産能力調査は、どのように考えるのか。特に機械品目については、どのように考えるのか。

「機械器具月報（その7）油圧機器及び空気圧機器」の「製品」欄について、生産金額以外の内訳を削除することにより、生産指数に影響は生じないか。

調査対象品目の見直しを行う際、現在の「見直しに関する統一基準」では、「年間出荷額が100億円未満の商品は調査対象外とする。」とされ、金額の基準はあるが、その品目の市場占有率という概念を導入することが可能か。

複写機について、「受入内訳」として「国内」、「国外」別の数量を把握するとしているが、このような製品について、数量だけでなく金額についても把握できないか。

「段ボール月報」の「原材料」欄について、報告者負担軽減の観点から、「消費」を残し、「月末在庫」を削除するとしているが、報告者は「購入」から「月末在庫」を差し引くことにより「消費」を算出していると思われるので、そうであれば、「月末在庫」だけを削除しても、実質的には報告者の負担軽減にはならないのではないか。

6 次回予定

平成22年5月7日（金）10時から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。

<文責 総務省政策統括官付統計審査官室>